

# 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI

令和元年5月30日

工程表における記載	KPI (2021年度末の目標)
I 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村）</li> </ul> (参考値) <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)</li> </ul>
II 市町村計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）</li> </ul>
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定</li> <li>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県</li> <li>・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入</li> <li>・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定</li> </ul>
IV 地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村）</li> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村）</li> <li>・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村）</li> <li>・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村）</li> <li>・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人</li> </ul>
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%）</li> </ul> ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供</li> </ul>
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)</li> </ul>